

内閣参質二〇一第六三号

令和二年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス等感染症対策として接客業等において労働者がマスクを着用することを使用者が禁止することに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出新型コロナウイルス等感染症対策として接客業等において労働者がマスクを着用することを使用者が禁止することに関する質問に対する答弁書

お尋ねの「安全配慮義務」に違反するか否かについては、個別の事案に応じて司法判断がされるものと考えており、一概に答えすることは困難である。